

三豊市農業委員会 6 月定例総会議事録

令和 2 年 6 月 2 2 日午後 1 時 3 0 分より、三豊市農業委員会 6 月定例総会を三豊市危機管理センター 3 0 1 ・ 3 0 2 会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 2 8 名（農業委員 2 3 名、農地利用最適化推進委員 5 名）
欠席者 1 名

【農業委員】 (出席○・欠席ー)

1 番	堀江 博	○	2 番	細川 耕助	○	3 番	岡根 譲	—
4 番	松岡 幸信	○	5 番	黒木 昭則	○	6 番	石井 徳和	○
7 番	貞廣 駿	○	8 番	石井 宏昭	○	9 番	橋川 義信	○
1 0 番	白川 智樹	○	1 1 番	大西 弘	○	1 2 番	片山 雅夫	○
1 3 番	新延 健	○	1 4 番	田所 上奉	○	1 5 番	三好 康芳	○
1 6 番	田井 三代子	○	1 7 番	金子 芳巳	○	1 8 番	石原 剛	○
1 9 番	西山 正一	○	2 0 番	大崎 正義	○	2 1 番	森 尚行	○
2 2 番	宮崎 和代	○	2 3 番	正田 茂義	○	2 4 番	吉田 由紀	○

【農地利用最適化推進委員】

5 番	近藤 康正	○	1 7 番	石井 壽一	○	2 6 番	須藤 隆文	○
3 1 番	嶋田 洋一	—	4 3 番	神原 強	○	5 0 番	白井 敦司	—
5 7 番	浅野 明弘	—	6 6 番	星川 浩司	○			

2. 署名委員

1 1 番 大西 弘
2 0 番 大崎 正義

3. 傍聴人

な し

4. 事務局の出席者

事務局 長 片桐 伸尚
事務局 次長 磯崎 早記
主 任 菅原 雅慶
主 任 大井 要平

5. 書 記

主 任 赤松 琴美

6. 議 題

議案第 1 号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について(報告)
議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による事業計画変更申請の件について
議案第 7 号 農地改良に係る届出の件について (報告)
議案第 8 号 非農地通知の件について
議案第 9 号 農用地利用集積計画の件について
その他の件について

7. 開会 【午後 1時30分】

事務局長

ご案内の時刻が参りました。
それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会6月定例総会の開会にあたり、堀江会長よりご挨拶をいたします。

会長

みなさん、こんにちは。夏至を過ぎて暑い中、また田植えを終えてお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。今は新型コロナウイルス感染症の対応であちこちにひずみが出てきています。何もかもが動きをとめていました。最近県を超えての異動が緩和されたのですが、再流行を引き起こさないようにと願っております。自営業の方をはじめの方も生活が立ち行かない、また行事等が小型化されているという状況は、コロナの流行が終息しても当分の間は続くのではないかと思います。いずれにしても、我々は農業経営になお一層力を込めていくわけでございますけれども、早く元の生活に戻れることをお祈り申し上げます。
さて、本日の定例総会でございますが、コロナ対策として距離を取っての着席をしていただいております。ご出席いただいた農地利用最適化推進委員さんには机がございませんが、何卒ご容赦いただき最後までよろしくお願いたします。本日の案件はやや少なめではございますが、皆様のご協力を賜りまして、スムーズに審議ができますようお願い申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

事務局長

ありがとうございました。
ただいまの出席農業委員は23名です。定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、3番 岡根 譲 委員 よりあらかじめ欠席する旨の連絡をいただいております。
なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。
新型コロナウイルス感染予防対策期と位置づけられております本日は、「新しい生活様式の定着」ということで、入室前の手指の消毒やマスクの着用をお願いしております。座席の配置を一部変更し、換気のため窓を開放しております。会議時間を短縮するため通常より簡潔に議案説明をいたします。分かりにくいところなどありましたら、説明後に質問をお願いいたします。今月より農地利用最適化推進委員にご出席いただいております。農地利用最適化推進委員さんには、議案に対して質疑・意見を述べることが可能ですが、採決には参加することができません。以上のことをご理解の上、議事進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。
それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長にお願いたします。

議長

ただ今から、三豊市農業委員会6月定例総会を開会いたします。
最初に、本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは11番 大西 弘 委員、20番 大崎 正義 委員の両名にお願いたします。
本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。
1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局

議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第1号 番号1号から番号10号を朗読 〕

以上10件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長

ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

2番

解約事由に「耕作不便」と「労働力不足」がありますが、その違いを教えてください。

事務局

高齢化や農業に従事していた家族が転出するなどのため農家の労働力が低下した場合は「労働力不足」、通作距離が遠くなったり、低生産地で耕作が困難な場合は「耕作不便」と記載しています。

議長

よろしいですか。他にご質問はございますか。

一同

〔 なしの声あり 〕

議長

ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号10号の10件の報告事項は、異議なしと認めます。
次に進ませていただきます。4ページを開いてください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局

議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第2号 番号1号を朗読 〕

以上2件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。

議長

ただいまの議案第2号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。

一同

〔 なしの声あり 〕

議長

無いようですので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の番号1号の1件の報告事項は、異議なしと認めます。
次に進ませていただきます。3ページを開いてください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」説明をさせていただきます。

[議案第3号 番号1号から番号17号を朗読]

以上17件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしく願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

8番 番号1号について説明します。後ほど審議する議案第5号番号3号に関連した案件ですので、まとめて説明いたします。譲受人と譲渡人は同じ自治会に住んでいます。譲受人宅への進入路は、軽トラックが入るのがやっとというぐらい狭く、かつ駐車場が足りないため農地法5条による転用申請をしました。進入路と駐車場に必要な部分を分筆し、残った部分757-5を譲受人が農地として今後耕作するという内容です。現地を確認したところ、今まで耕作しておらず樹木が茂っていましたが、伐採・抜根して整地し菜園場として使うそうです。譲受人は常時農業に従事しており、周辺農地に影響もないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

9番 番号2号について説明します。譲渡人に農業後継者はなく、規模縮小したいと考えていました。譲渡先を探していたところ、以前にも農地を譲渡したことがある譲受人に相談したところ話がまとまりました。譲受人は主に稲作をしており、問題ないと思われます。周辺農地への影響もないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

10番 番号3号について説明します。申請地は以前より譲受人が管理しています。譲渡人は遠方に住んでおり、今後も耕作することができないため譲渡することにしたそうです。現地を確認したところ、水稻が植わっていました。譲受人は主に水稻やブロッコリーを作っています。農地として管理できており、周辺農地への影響はないと考えます。ご審議よろしくをお願いします。

9番 番号4号について説明します。譲受人の父は高齢で、以前より自宅近くに農地が欲しいと考えていました。土地の仲介業者に依頼したところ、ちょうど自宅の前の農地を売りたいという話があり、まとまりました。譲受人は水稻を作付けしており、問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

11番 番号5号と番号6号について説明します。まず、番号5号についてです。譲渡人と譲受人は親子です。譲渡人が高齢になったため譲渡したいという申請です。譲受人は市外に住んでいますが、耕作に通うとのこと。特に問題ないと思われます。

番号6号についてです。こちらも譲渡人と譲受人は親子です。譲渡人が高齢となり、農業後継者である譲受人に譲り渡したいということです。周辺農地に影響はなく、問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

13番 番号7号について説明します。譲渡人と譲受人は同じ自治会に住んでいます。どちらも兼業農家です。譲渡人は農地の管理が行き届かず、年に数回草刈りをしています。申請地は譲受人の家の前ですので、それならば譲り受けたいと申

し出たところ、売買が成立しました。譲受人は栗を植える予定です。周辺農地への影響もなく、問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

11番 番号5号と番号6号について説明します。まず、番号5号についてです。譲渡人と譲受人は親子です。譲渡人が高齢になったため譲渡したいという申請です。譲受人は市外に住んでいますが、耕作に通うとのこと。特に問題ないと思われます。

番号6号についてです。こちらも譲渡人と譲受人は親子です。譲渡人が高齢となり、農業後継者である譲受人に譲り渡したいということです。周辺農地に影響はなく、問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

14番 番号8号から番号11号までについて説明します。まず、番号8号についてです。譲渡人と譲受人は公共工事の現場説明会の時に顔を合わせることもあり、譲渡人から管理が十分できないので処分したいと話したところ、譲受人は水稻中心に規模拡大しているので引き受けることにしたそうです。

番号9号については、譲渡人は県外に住んでおり、農地の管理は地元業者に頼んでいたそうです。この業者から譲渡人に購入してはどうかと話があり、譲渡人と譲受人が話をして売買が成立しました。今後はみかんを作付けする予定です。

番号10号と番号11号は関連していますので、一括して説明いたします。番号10号と番号11号の譲渡人は親子です。自営業を営んでおりどちらも耕作することができなくなったため、譲受人が1年前から借り受けて耕作していました。今後は野菜を作付ける予定です。

どの案件も農地として耕作可能であり、周辺農地に影響もないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

16番 番号12号は調査できておりませんので、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、番号12号について説明いたします。申請地は譲受人の自宅の近くにありますので、耕作しやすいということで規模拡大することです。以前にも譲渡の話があった農地として、この度登記等の手続きが完了しましたので、申請となりました。現地を確認したところ農地として利用できると思われます。ご審議よろしくをお願いいたします。

18番 番号13号から番号15号について説明します。まず、番号13号についてです。譲渡人と譲受人の農地は隣接しております。道路側が譲渡人、奥が譲受人の農地ですので、譲渡人の農地を通らせてもらっています。今は当事者間で話がありますが、世代が変わった時のことを考えて譲渡することにしました。譲受人は主に水稻を作付けしており、少し前まで申請地を借り受けて耕作していましたので、周辺に影響はなく問題ないと思われます。

番号14号についてです。申請地は譲受人の農地に隣接しています。長い間耕作していません。譲渡人が高齢となり草刈りが負担になってきたため、無償で譲り渡すことにしたそうです。申請地は整備して水稻を作る予定です。特に、問題ないと思われます。

番号15号についてです。譲渡人は高齢となり農業後継者もいないので、譲渡や転用をして所有する農地を処分しています。申請地は譲受人の住宅の向かいにありますので、利便性が高いということで譲渡の話がまとまりました。今後は野菜を作付けする予定です。周辺農地に影響はなく、問題ないと思われま

す。ご審議よろしくお願ひします。

19 番 番号16号について説明します。申請地は圃場整備をしており、譲受人が借り受けて果樹を栽培しております。譲渡人は数年前に市外に転出し、管理ができなくなったため処分したいとのこと。周辺農地への影響もなく、問題ないと思われまひす。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 番号17号については私の担当区域ですので、私より説明いたします。先代から農地を相続した譲渡人は市外に住んでおり、今後農業をする予定もありません。申請地は以前より譲受人が借り受けて、水稻や野菜を作っています。譲受人は他にも農地を借り受け大規模に経営しています。農地を全て適正に管理してあり、周辺に影響もありません。ご審議よろしくお願ひいたします。
以上で担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

8 番 番号7号について質問です。申請地は登記地目が宅地となっておりますが、農地法の許可は必要ですか。

事務局 登記簿で確認したところ、登記地目は宅地です。現地を確認したところ畑として使われておりますので、農地法の許可が必要でひす。

議 長 よろしいですか。他に質問はございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでござひますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号17号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めまひす。よって議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号17号の17件につきまひすは許可することと決定まひす。
次に進ませてもらひまひす。10ページを開いてください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めまひす。

事務局 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせてもらひまひす。

[議案第4号 番号1号から番号7号を朗読]

農地区分につきましては、番号1号及び番号5号の一部は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので第1種農地、その他は全て2種農地です。第1種農地につきましては原則不許可ですが、その周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当してあります。

以上7件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基

準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまひすので、ご提案申し上げまひす。よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。担当委員から説明をお願ひまひす。

4 番 番号1号について説明まひす。申請地には古い農業用倉庫が建っており、取り壊して住居とするそうです。既に建物があつたところですので、周辺農地に影響はなく問題ないと思われまひす。ご審議よろしくお願ひまひす。

9 番 番号2号と番号3号は関連してありますので、まとめて説明いたします。位置図公図をご覧ください。3874-2は狭い農道しかなく大型機械が入りません。また、3876-1は狭小で使い勝手が悪いため太陽光発電施設として活用したいということです。水利関係の同意は得てあり、周辺に影響はないと思われまひす。ご審議よろしくお願ひまひす。

12 番 議席番号3番 岡根 譲 委員が欠席のため、代わって説明いたします。番号5号についてですが、位置図公図をご覧ください。甲3016-5が基盤整備した農地ですが、隣の甲3016-7と併せて使っていました。周辺農地に影響はなく問題ないと思われまひす。ご審議よろしくお願ひまひす。

議 長 担当委員の説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでござひますので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号7号をお諮りまひす。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めまひす。よって、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号7号の7件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。
次に進ませてもらひまひす。12ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めまひす。

事務局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせてもらひまひす。

[議案第5号 番号1号から番号12号を朗読]

農地区分につきましては、番号5号及び番号10号の一部、番号12号は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので第1種農地、その他は全て2種農地です。第1種農地につきましては原則不許可ですが、番号5号及び番号12号については、申請地に隣接する土地と一体として同一事業目的に供する場合で第1種農地の面積の割合が全体の3分の1以下である

こと、番号10号はその周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当しております。

以上12件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。なお、農地区分につきましては、全て第2種農地です。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

6 番 番号1号の説明をいたします。位置図公図をご覧ください。申請地は自動車学校と国道11号線との間にあります。事業を営む譲受人は、以前より駐車場用地を探しておりました。仲介業者を通じて売買の話がまとまり申請となりました。隣接農地や水利等の同意は得ており、周辺に影響はありません。問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願いいたします。

7 番 番号2号の説明をいたします。位置図公図をご覧ください。この周辺は以前山の斜面を利用した畑地でしたが、道路が整備されたことにより花崗土採取後に傾斜の緩い農地へと整備されています。隣接する5109-4や5115-1は太陽光発電施設となっています。申請地は台形に土が残っており、この部分を削って平坦にし、畑の再生を図ります。また、土砂崩れを防止するという目的もあります。関係先の了解は得ており、周辺に影響ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

9 番 番号4号の説明をいたします。位置図公図をご覧ください。先ほど説明しました議案第4号番号2号の3874-2へ太陽光発電施設を設置するため工事用の進入路として、一時的に借り受けて使用したいという申請です。周辺農地等の同意は得ておりますので、問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願いいたします。

10 番 番号5号から番号8号の説明をいたします。位置図公図をご覧ください。まず、番号5号についてです。借り人は建設機械の部品販売及び修理業を営んでいます。以前は現場にて修理しておりましたが、部品持ち帰りの修理が増加していることから、早急に西讃地区で修理ヤードとして利用できる用地を探していました。水利関係の同意は得ており周辺農地への影響はないと思われまます。

次に番号6号について説明いたします。譲受人は太陽光発電施設設置業を営んでおり、川沿いの申請地は日当たりが良く適していることから、譲渡人と話がまとまりました。この農地はポンプでくみ上げなければならない、不便であることから、譲渡することにしたそうです。隣接農地や水利関係の同意は得ておりますので、問題ないと思われまます。

番号7号について説明いたします。譲受人が役員をしている会社の用地に隣接する農地です。主に土木産廃処理事業を行っています。近年災害の発生が増加し、倒木の搬入が増えていることから、業務用地の拡充が必要になったとのこと。申請地は耕作されておらず、木が茂っております。隣接農地や水利関係の同意は得ておりますので、問題ないと思われまます。

番号8号について説明いたします。借り人は不動産業を営んでおり、県道沿いで立地の良いところに貸店舗をしたいと探していたところ、貸し人と話がまとまりました。水利関係の同意は得ており、周辺農地へ影響はなく、問題ないと思われまます。よろしくご審議ください。

11 番 番号9号の説明をいたします。位置図公図をご覧ください。申請地は山中にあり登記は田畑ですが10年ほど耕作されていないため竹が茂っています。土を取って整地し、周辺へ影響がないように工事をするそうです。整地後は梅やみかんを植えるそうです。周辺農地の承諾は得ておりますので、問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願いいたします。

12 番 議席番号3番 岡根 譲 委員が欠席のため、代わって説明いたします。番号10号についてですが、位置図公図をご覧ください。今の住居に接続して新たに家を建てるのですが、住居の前の道路が狭く工事で近隣に迷惑はかけられないということで、新たに甲1317を分筆して進入路をつくりたいという申請です。貸し人と借り人は親子です。同じ敷地内に家を建てて生活し、農作業等を手伝うということです。周辺農地に影響はなく水利の同意も得ています。問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願いいたします。

20 番 番号11号の説明をいたします。位置図公図をご覧ください。周辺は宅地に囲まれており、申請地だけが農地として残っているような状態です。譲受人は太陽光発電事業を行っており、候補地を探していたところ譲渡人と話がまとまりました。水利の同意は得ており影響ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 番号12号については私の担当区域ですので、私より説明いたします。位置図公図をご覧ください。こちらは以前大きな製材所でしたが、今は廃業し、譲渡人に譲渡しました。譲受人は事業拡大のため隣接している申請地を使わせてもらいたいと譲渡人に相談しましたところ、高齢で営農が難しくなった譲渡人と話がまとまりました。道路を挟んでおりますので周辺農地に影響ありません。ご審議よろしくお願いいたします。

以上で担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号12号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めまます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号12号の12件につきましては適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。

次に進ませていただきます。16ページをお開きください。議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めまます。

事 務 局 議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第6号 番号1号を朗読]

以上1件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われしますので、ご提案申し上げます。なお、農地区分につきましては、第2種農地です。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

5 番 番号1号の説明をいたします。位置図公図をご覧ください。申請人は事業拡大し、従業員を大幅に増員するため現在の用地の一部を駐車場にします。そのため申請地を資材置き場として使うことにしたいそうです。申請地は山中にあり、周辺への影響はありません。問題ないと思われそうです。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 担当委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 無いようでございますので、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号の1件につきましては、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。

次に進ませていただきます。17ページをお開きください。議案第7号「農地改良に係る届出の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号「農地改良に係る届出の件について」の説明をさせていただきます。農地改良とは、切土や盛土をするなど形質の変更をし、優良な農地に改良することです。規模や事業内容によって届出が必要となります。

[議案第7号 番号1号を朗読]

以上1件につきましては、良質土で盛り土をし、整地を行いたいということです。なお、農地区分は全て第2種農地です。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。担当委員からの説明はありませんので、質疑に入ります。ご質問ございませんか。

2 3 番 この件については審議案件ではございませんが、私どもの地区と隣接しているということで意見を述べさせていただきます。過去にも地区委員としてこの申請者とは、話し合いをした経緯がございます。この申請者は、農地として取得した後に太陽光発電施設に転用しています。山本町の農業委員より農地法3

条での許可申請を行わないように勧告したこともあります。また、当該農地については「良質土による盛土」とありますが、それ以外のものも埋設するのではないかと不安を感じています。当該地付近は深いV型の谷間になっておりまして、埋め立てするにはもってこいの地形ですし、地区水利組合や周辺の方々の同意は得ているとのことですが、この真下を我々の農業用水路が通っております。当然埋め立てた農地を通して流れて出る水も流れ込み、下流にある農地の水源となっています。届け出た計画通り施工すると思いますが、可能であれば溜め枘の水質検査を定期的に行って、良好であるか確認してもらいたいと希望します。

議 長 この申請者については、前々農業委員の頃からの経緯があります。そのことについて事務局より説明を求めます。

事務局 当該地は農地として取得後、耕作予定だったにもかかわらず、3年間耕作せずに放置されておりました。3メートル程度の盛土切土を行います。計画には沈砂池を作り、下流に迷惑をかけないようにしています。もし下流の農地に迷惑がかかるようなことがあれば、今後の申請を受け付けないことを含め指導いたします。水質検査を実施して欲しいという要望も、あわせて伝えるように考えております。申請者より転用許可申請の要件である3年3作を必ずするという誓約書も提出されておりますので、地元の農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には注意して経過を見ていただきますようお願いいたします。

議 長 本件については、先に転用の申請が出されたのですが、農地として取得後耕作していなかったもので、まず耕作してからと待ったがかりました。しかし、その根底には以前からの複雑な経緯があるようです。つきましては、地区農業委員と農地利用最適化推進委員による「管理・監督」という言葉をつかっているかどうかわかりませんが、下流の住民の皆さんに迷惑がかからないように注意をお願いしたいと思います。

よろしいですか。その他に質疑はありますか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 無いようでございますので、議案第7号「農地改良に係る届出の件について」番号1号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第7号「農地改良に係る届出の件について」番号1号の1件につきましては、受理することと決定いたします。

次に進ませていただきます。18ページをお開きください。議案第8号「非農地通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号「非農地通知の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第8号 番号1号から番号5号を朗読]

本件につきましては、農業委員会の利用状況調査によりまして、B分類と判定した農地となっており、これらにつきましては総会に諮り農地、非農地の判断をすることとなっております。なお、本総会で非農地との決議をいた

だきましたら、土地所有者に対しまして、非農地通知を送付して登記地目の変更を要請いたします。また香川県の関係機関や法務局等に対しまして、非農地通知一覧表を送付いたします。農業委員会におきましても農地基本台帳からの削除など整備等を行います。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

6 番 番号1号について説明します。位置図公図をご覧ください。当該地は六ツ松グリーンタウンの東側の山中にあります。現地を確認したところ、周辺を含め全て竹やぶになっており、農地への復旧は困難と思われま。ご審議よろしくお願いたします。

8 番 番号2号について説明します。県道詫間琴平線から集落をはさんで南側に位置している山の斜面です。当該地を含め周辺は山林化しており、現地確認に2時間ほどかかりました。目標物も無いので位置を確認できず、進入路も見当たりませんでした。近くには去年非農地通知を出したところがあります。畑として再生するのは難しいと思ひます。ご審議よろしくお願いたします。あと、ひとつ要望なのですが、GPS等活用して地図情報と位置情報を得られれば現地確認に便利になると思ひますので、ご検討よろしくお願いたします。

13 番 番号3号について説明します。当該地は林道を10数メートル入ったところ。現地を確認したところ、長年にわたり放置され太い竹が生い茂っていました。農地として再生困難な状態です。非農地は妥当と考えます。ご審議よろしくお願いたします。

17 番 番号4号について説明します。位置図公図をご覧ください。車で上がれるような状態ではなく、太い木が茂っており農地として利用するのは困難と思われま。続いて番号5号について説明します。県道沿いにありまして、道から2メートルほど上がった傾斜地です。入っていく道もありませんでした。農地として利用は困難だと思ひます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。担当委員からの話にもありましたが、現場確認に進入路さえなく大変苦勞されているということでござひます。聞くところによると、他の自治体ではドローンを使って現地確認をしているというところもあるそうです。また農地の利用状況調査も始まります。今年は間に合わないかと思ひますが、当市でも何か対策を講じてもらえればと思ひます。他にご意見、ご質問ござひませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 無いようござひますので、議案第8号「非農地通知の件について」番号1号から番号5号をお諮りします。ご異議ござひませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第8号「非農地通知の件について」番号1号から番号5号の5件につきましては、適当と認め、対象地を農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送

付することと決定いたします。

次に進ませていただきます。20ページをお開きください。議案第9号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めま。

事務局 議案第9号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づきまして農業委員会での決定が求められていますので、ご審議をお願いいたします。

今月は議案書の20ページから71ページまでです。管理者から耕作者への貸付は79件、農地中間管理事業による一括方式での貸し付けに関しては管理者から香川県農地機構への貸付が14件、香川県農地機構から担い手への転貸が13件、合計106件となっております。

以上、利用権の設定106件の申し出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります、全てにおいて耕作の事業を行うということ、耕作の事業に必要な作業に常時従事するという、対象農地を効率的に利用し耕作の事業を行うことができるということで、各3件の要件を満たしております。よろしくご審議の程、お願申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。いかがでしょうか、質問ござひませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので、議案第9号「農用地利用集積計画の件について」をお諮りします。ご異議ござひませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第9号「農用地利用集積計画の件について」は件全て適当と認め、原案のとおり決定をいたします。

本日上程しておりました議案の審議は以上です。ここで、暫時休憩をさせていただきます。再開は午後2時45分からといたしますので、よろしくお願いたします。

午後 3時15分休憩
午後 3時25分再開

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。その他の件について、事務局から説明をお願いします。

[その他の件の顛末は、次頁のとおり]

その他の件

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名捺印する。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

1. 農用地利用配分計画（案）について（意見聴取）
令和2年6月審査分（別添）

2. 農業経営改善計画の認定について（通知）

3. 香川県農地機構の取組み状況について

4. その他

(1) 7月定例総会について

日 時 令和2年7月20日（月）午後1時30分

場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30~16:00】

相談日	開催場所	相談委員	
7月7日(火)	危機管理センター 1階 打合せコーナー1	高瀬町：貞廣 駿	高瀬町：石井 宏昭
		山本町：正田 茂義	財田町：堀江 博

(3) 今後の予定

月 日	会議名等	開催場所
7月17日(金) 午後1時30分~	令和2年度農地利用最適 化推進活動研修会	みとよ未来創造館3階 大ホール

(4) 配布物

・「農政情報 No.371 6月号」

閉 会 【 午後 3時40分 】